

叫ひつゝ去了へた。」（註）

（註）添田敬一郎「協調に對する二種の批難」社會

政策時報大正十年三月號二一三頁

第二章 創建時代

第一節 草創時代

第一項 初期の事業方針

第一次世界大戰を契機とする歐洲に於ける労働運動が
昂揚並に國際労働會議の設立、國內に於ける労働大眾の
成長に對應して、大正五年の工場法施行令及び鑄大勞役
扶助規則を初めとして、大正八年以降に於ける官公廳の
共済組合制度の發達、大正十年の職業紹介法、大正十一
年の健康保険法、大正十二年の工業労働者最低年齢法、
大正十三年の労働者募集取締令、大正十五年の健康保険
施行政令及び労働爭議調停法等の一聯の社會立法が制定
せられた。斯くて大正五年に於ける工場法の實施を契